

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月20日

【会社名】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ
ション・リミテッド
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン
(Peter Wong Tung Shun, Chief Executive)

【本店の所在の場所】 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番
(1 Queen's Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神田 英一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦澤 千尋
弁護士 二村 佑
弁護士 木村 卓

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ
ション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債
（2013）：377億円
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ
ション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債
（2013）：172億円

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月4日付で提出した有価証券届出書（平成25年6月14日付および平成25年6月19日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書（2件）、財務および発行・支払代理契約証書ならびに財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債（短期社債を除く。）の募集
- 2 新規発行による手取金の使途
- （1）新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

（訂正前）

<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）>

以下は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月中旬頃に決定される予定である。

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド （香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	（未定）（年0.10%～1.10%を 仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年6月27日および 12月27日（注4）	償還期限	2018年6月27日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日（注6）	払込期日	2013年6月27日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

（注7）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目 11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月20 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。 <u>左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		5,000 (予定)	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、発行会社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社であるH S B C証券会社東京支店の親法人等に該当する。H S B C証券会社東京支店は、発行会社の親法人等であるエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの連結子会社である。発行会社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定されるブック・ビルディングの方式により決定する予定である。

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付(予定)の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）を取得していないが、2013年6月4日現在、発行会社はムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAa2の長期発行体格付を、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）よりAA-の長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAA-の長期発行体格付を付与されている。本社債につき、発行会社は、2013年6月中旬頃に、ムーディーズおよびS&Pより本社債の発行総額・利率等の発行条件の決定に伴って最終格付をそれぞれ取得する予定である。

< 中略 >

< ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013） >

以下は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月中旬頃に決定される予定である。

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド （香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	（未定）（ロイターLIBOR01頁 （下記「利息支払の方法」に定義 する。）に表示されているロンド ン銀行間市場における日本円の3 か月預金のオファード・レートに 年率0.10%～0.50%を加えた利率 を仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月 27日および12月27日 （注4）	償還期限	2018年6月27日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2013年6月20日（注6）	払込期日	2013年6月27日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目 11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月20 日（予定）に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本 社債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		5,000(予定)	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、発行会社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社であるH S B C証券会社東京支店の親法人等に該当する。H S B C証券会社東京支店は、発行会社の親法人等であるエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの連結子会社である。発行会社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定されるブック・ビルディングの方式により決定する予定である。

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付（予定）の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

利息支払の方法

(1)

< 中略 >

(b) 本社債には、本社債の金額に対して下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らない。

(i) 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その初日の2ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（最初の利息期間については、2013年6月25日）（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁（以下に定義する。）に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レート（必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。）を確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率（未定）%を加算した率とする。

< 中略 >

(ii) いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、以下に従う。

- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート（そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。）に年率（未定）%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値（必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。）に年率（未定）%を加算した率とする。

- 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを表示した場合またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、当該表示がなされた直近のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レート（必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。）を確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率（未定）%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）を取得していないが、2013年6月4日現在、発行会社はムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAa2の長期発行体格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）よりAA-の長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAA-の長期発行体格付を付与されている。本社債につき、発行会社は、2013年6月中旬頃に、ムーディーズおよびS&Pより本社債の発行総額・利率等の発行条件の決定に伴って最終格付をそれぞれ取得する予定である。

< 後略 >

（訂正後）

< ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013） >

以下は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド （香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	377億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	377億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年0.605%
利払日	毎年6月27日および 12月27日	償還期限	2018年6月27日

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目 11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共同 主幹事会社の引受 金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月20 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本 社債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.30%に相当する 金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		37,700	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、発行会社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社であるH S B C証券会社東京支店の親法人等に該当する。H S B C証券会社東京支店は、発行会社の親法人等であるエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの連結子会社である。発行会社は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定されるブック・ビルディングの方式により決定した。

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）を取得していないが、2013年6月4日現在、発行会社はムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAa2の長期発行体格付を、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）よりAA-の長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAA-の長期発行体格付を付与されている。本社債につき、発行会社は、2013年6月18日にムーディーズよりAa2の格付を、2013年6月19日にS&PよりAA-の格付をそれぞれ取得している。

< 中略 >

< ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013） >

以下は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド （香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	172億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	172億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	ロイターLIBOR01頁（下記「利息 支払の方法」に定義する。）に表 示されているロンドン銀行間市場 における日本円の3か月預金のオ ファード・レートに年率0.160% を加えた利率
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月 27日および12月27日	償還期限	2018年6月27日

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
H S B C証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目 11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月20 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。 <u>共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.30%に相当する 金額である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		17,200	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、発行会社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社であるH S B C証券会社東京支店の親法人等に該当する。H S B C証券会社東京支店は、発行会社の親法人等であるエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの連結子会社である。発行会社は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がH S B C証券会社東京支店から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定されるブック・ビルディングの方式により決定した。

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関係業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約(社債の要項を含む。)の写しは、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

利息支払の方法

(1)

< 中略 >

(b) 本社債には、本社債の金額に対して下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らない。

(i) 利率基準日(以下に定義する。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その初日の2ロンドン営業日(以下に定義する。)前の日(最初の利息期間については、2013年6月25日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レート(必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。)を確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.160%を加算した率とする。

< 中略 >

(ii) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義する。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、以下に従う。

- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。)に年率0.160%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値(必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。)に年率0.160%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合、発行会社は、当

該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、当該表示がなされた直近のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レート（必要な場合、小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。）を確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.160%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）を取得していないが、2013年6月4日現在、発行会社はムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAa2の長期発行体格付を、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）よりAA-の長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAA-の長期発行体格付を付与されている。本社債につき、発行会社は、2013年6月18日にムーディーズよりAa2の格付を、2013年6月19日にS&PよりAA-の格付をそれぞれ取得している。

< 後略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
100億円（予定）（注1）	未定（注2）	未定（注2）

（注1）ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）およびザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）の発行総額の合計である。金額は2013年6月中旬頃に決定される予定である。

（注2）2013年6月中旬頃に決定される予定である。

（訂正後）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
549億円（注）	1億6,470万円	547億3,530万円

（注）ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）およびザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債（2013）の発行総額の合計である。